

2006（平成18）年1月17日
放送と人権等権利に関する委員会決定第27号

権利侵害申立てに関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会[BRC]
委員長 飽戸 弘

申立人 東京都在住の保育園経営者
被申立人 株式会社テレビ東京

・申立てに至る経緯

苦情の対象となった放送番組

テレビ東京 ドキュメンタリー番組『ガイアの夜明け～消える高齢者の財産～』

放送時間

2005年6月14日 午後10時00分～10時54分
（テレビ東京系列各局で放送）

本件番組は、最近多発し大きな社会問題になっている「悪徳リフォーム」や「振り込め詐欺」など、高齢者の財産を狙う犯罪の手口を取材し、警鐘を鳴らすとともに、その対策を紹介することを目的に制作したものであり、その中で、核家族化が進み孤独な高齢者が増加している状況を背景にして出現した新商売が紹介された。

申立人は、消える高齢者の財産 というタイトルのこのドキュメンタリー番組の中で“孤独老人相手の新商売”を行っている者として紹介されたが、ただうなずくだけで「2時間1万円」をとる、「高齢者の寂しさにつけ込みお金をむしり取る悪徳業者」と視聴者に受けとられる放送内容だったとして、当該局に対し名誉・信用の侵害を主張し、謝罪、訂正放送などを求めた。双方で話し合いが行なわれたが決着がつかず、BRCに苦情を申立てた。

．申立人の申立ての要旨

1．名誉・信用の侵害

1) 申立人の提供するサービスは、単に相手の話にならずにただでお金をいただくものではなく、相手に役立てるため、いろいろな工夫や努力を行っている。

しかし、番組の中では、申立人が相手の話を聞いてうなずきお金を受け取るシーンをことさら取り上げて放送し、あたかもうなずきながら話を聞くだけでお金をとる「楽で儲かる」サービス事業であるかのような誤った印象を視聴者に与えている。

2) 「うなずき屋」という仕事の実態について取材を受けた際、「高齢者だけでなく、20歳から70歳前後までを対象としており、これまでの個人的付き合いの範囲で、ごく稀に行っているサービスである」と説明した。さらに何度も事業として成り立つか否かを聞かれたのに対しても、「成り立ちません」と答えていたにもかかわらず、番組では高齢者だけを相手にした新商売のように紹介され、あたかも高齢者を食いものにして利益を得ているかのような印象を視聴者に与えるものになっている。

3) 番組で取り上げられた依頼者との間に金銭授受はなかった。以前に、この依頼者の上司から相談料として、7000円から7500円くらい頂いたことはある。そのことは、ディレクターにもはっきり伝えた。しかし、金額を曖昧にしてきた負い目があり、「2時間で1万円」と放送されることについて、きちんと修正要求できなかったことが悔やまれる。

4) この番組の放送のあと、インターネット上に申立人を非難罵倒する意見が掲載されたり、直接、電話やFAXなどによる非難が寄せられたりするなど、申立人の社会的評価が傷つけられただけでなく、申立人が経営するベビー・シッターや保育園の事業にも多大の悪影響が出ており、社会的信用を低下させられた。

2．1万円授受場面は「やらせ」

番組収録時には、実際には金銭の授受はなかったにもかかわらず、スタッフの指示により申立人が持っていた1万円を依頼人に渡しておき、それを依頼人から頂いたかのように申立人に振舞わせるという「やらせ」が行われた。そういうシーンが撮影され、放送されることで、実際には料金を頂かない場合も少なくないにもかかわらず、申立人が提供するサービスが事業として常に料金を徴収しているという誤解を与え、申立人の名誉を傷つける結果を招いた。

3．放送倫理上の問題

1) 現金受け渡しシーン

被申立人も認めているように、申立人が持っていた1万円札を使って、料金のや

り取りがなされたかのようなシーンを撮影した以上、これは「やらせ」以外の何物でもない。実態に即しているから問題がないと言うのは、被申立人の強弁であり、放送倫理上極めて重大な問題である。

確かに「やらせ」に協力した申立人にも反省すべき点があるが、完全に被申立人のペースで収録が進行し、生まれてはじめてのテレビ撮影で、不慣れな申立人としては、流れに身をゆだねているしかなかったというのが実態である。

2) 番組の趣旨と構成上の問題

番組で「うなずき屋」を取り上げる趣旨として、「高齢者を狙った悪徳リフォーム等を取り上げる番組の中で、そうでない、むしろ高齢者を支えることでがんばっている会社として御社を取り上げたい」とはっきり言われた。申立人としては、そういう趣旨で取材に協力したのに、被申立人が高齢者を対象とする「新ビジネス」として紹介する意図であったというのは、答弁書ではじめて知った。

「消える高齢者の財産」(当日の番組欄では「消える高齢者の財産 狙われる高齢者の資産 あなたは親の財産を守れますか」という番組のタイトルは最後まで伝えられず、了解もしていなかったことである。

取材後に、「高齢者が騙されるのは寂しいからだ、例えば、うなずき屋が商売として成り立つほど寂しい世の中だ、という仮説の背景説明材料として使いたいんですよ？」とディレクターに質問したところ、はっきり「そうだ」と返事された。「そうなら申し訳ないが取り上げないでいただけないか？」といったところ断られたいきさつもある。

何よりも、番組の構成上、前半の約20分間で、「悪徳リフォーム業者」や「振り込め詐欺」の被害を取り上げ、その後に、遺品処理を行なう業者や「うなずき屋」を4～5分「新ビジネス」として取り上げて、さらにその後に先物取引被害についての「兄弟」の対話があり、後半約20分で悪徳業者への対策を取り上げており、このような一連の流れで見ると、「うなずき屋」も孤独な高齢者を食い物にするあざとい事業との印象を視聴者に与えている。

4. 放送局への要求(救済措置)

再放送中止の確約

番組での訂正

テレビ東京ホームページでの訂正コメント

謝罪文

番組制作手法の見直し

．被申立人の答弁の要旨

1．名誉・信用の侵害について

- 1) 取材時に申立人が行ったことは、うなずきと簡単な質問や受け答えのみであったことは本人も認めている。「相手の話を聞きうなずき、お金を受け取るシーン」をことさら強調したわけではない。申立人自らホームページで「意見や指摘を受けることでなく自分の思いをただ聞いて欲しい。そんな方のための『うなずき屋』です」と自らサービス内容を紹介しているが、この記述と本件番組で紹介した内容に大きな違いがあるとは思えない。このようなサービスは、孤独な高齢者が求めている「人とのふれあい」を満たす意味で有益なものと考えており、このことは大半の視聴者の方に理解を頂いていると思う。
- 2) 本サービスが事業として成立するほど依頼があるかのような印象を視聴者に与えている個所はないと考える。利用者から料金を取っている以上、金額の多寡に関わらず無料のサービスとはいえず、「事業」であることは間違いない。
- 3) 申立人のホームページでも、「ご利用代金は、7500円～1万円とお考えください」と書いてある。無料のときもあるとの説明は一切無かった。高齢者問題を取り上げるため、本件放送では、サービスの提供相手が高齢者である場面を取り上げている。申立人も取材申し込みの段階からこの点は了解していたはずだ。
- 4) 中傷の大半は、インターネットの匿名性を悪用した批判のための批判に過ぎず、大多数の視聴者は「うなずき屋」の有する社会的意義を評価し、肯定的に捉えているものと確信している。

2．「やらせ」との主張について

現金の受け渡しシーンは実態に即したものである。また、撮影に際しても全て申立人と相談し確認の上行っており、事実と具体的に異なるとの評価をされる余地はない。

放送の前日にも、1万円を渡すシーンを使用すること、「料金は2時間で1万円」というナレーションと字幕スーパー表記をする旨を伝え、申立人からは「問題なし」との回答を得ている。

3．放送倫理上の問題について

1) 現金受け渡しシーンについて

取材時、申立人は「この依頼者からは、いつも1万円頂いている」と言っていた。

本件番組では、依頼者が申立人に対して支払う1万円という金額を料金と判断しており、この点については申立人自身に何度も確認を取っている。申立人が今にな

って料金は7000円であると主張する真意が分かりかねる。

放送の前日、最終的な映像や、ナレーションについて電話で話した際、料金として1万円もらっていること等を紹介する旨を伝え確認した。

2) 番組の趣旨と構成上の問題について

申立人に対し、「高齢者の財産が悪徳業者に狙われている。その背景の一因として、核家族化などで増える孤独な老人がいることを『うなずき屋』の活動を通して描きたい」と伝え、その時点で番組への理解と協力を了承してもらった。うなずき屋は紛れもなく新ビジネスである。

本件番組は、「悪徳リフォーム」や「振り込め詐欺」など、高齢者の財産を狙う犯罪手口を取材し警鐘を鳴らすとともに、その対策を紹介する目的で制作したものである。その中で、被害が急増している社会的背景として、核家族化が進み、犯罪の標的になり易い孤独な高齢者が増えている現状を、家族に代わって遺品処理をする企業「A」や申立人が運営する「うなずき屋」などのビジネスを通して描いた。社会的に意義あるものとして取り上げた。申立人の言うような社会的地位を低下させることを目論んで制作したものではない。

申立人から、電話で放送中止の要請があったのは、6月14日放送開始の5時間半前であったことを付言しておく。

4. 放送局への要求(救済措置)について

申立人の主張するような事実誤認は存在しないので、被申立人としては申立人の要求 ~ には、理由がなく、応じる必要はないと判断する。

しかし、被申立人の誠意の証として

8月14日に予定していた再放送の中止

被申立人のホームページに記載されていた内容から「老人の話聞くだけで2時間1万円」の記述を削除

上記、については、既の実施した。

・委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書ならびに双方から提出された補足資料を検討するとともに、被申立人から提出された本件放送の録画を視聴し、また、申立人および被申立人から意見を聴取した。

申立人は、事実と異なる報道による名誉・信用の侵害を主張し、被申立人に対し、

再放送の中止、訂正放送、被申立人のホームページ上での訂正のコメントの公表、申立人への謝罪文書の交付ならびに番組制作手法の見直しを求めているので、以下、それらの点について判断する。

1. 名誉・信用が侵害されたとの主張について

申立人は、新ビジネス「うなずき屋」について事実や実態と異なる放送によって名誉権が侵害され、信用が損なわれたと申し立てている。名誉も信用も、人が社会のなかで受けている客観的評価をいい、その社会的評価を傷つけることが名誉・信用の毀損となる。本件においても、新ビジネス「うなずき屋」についての放送によって、そのビジネスを運営する申立人の社会的評価を低下させた場合には、申立人の名誉・信用が毀損されたといえる。

しかし、報道機関の報道は国民の「知る権利」に奉仕するという意味をもつことから、仮に報道によって名誉・信用が毀損された場合であっても、報道の対象となった事項が公共の利害に関する事実にかかり（公共性）、その報道が公益を図る目的でなされ（公益性）、報道された事実が真実であることの立証があるか、または、その事実が真実であると誤信したことについて相当な理由がある場合（真実性ないし誤信相当性）には、違法性がなく、法的責任は問われまいとする考え方が確立している。

それらの点を本件放送についてみると、放送された内容は、「消える高齢者の財産」と題して、「悪徳リフォーム」や「振り込め詐欺」など高齢者の財産を狙う犯罪の手口を取材し警鐘を鳴らし、その対策を紹介するとともに、被害が急増している背景には、核家族化が進み、犯罪の標的になりやすい孤独な高齢者が増えている現状があることを、家族に代わって遺品処理をする企業や申立人が運営する「うなずき屋」などの新しいビジネスを通して描こうとしたものであって、報道の対象となった事項は、まさに公共の利害にかかわる事実にあたるといえる。

また、本件放送は、社会に対して問題を提起するという真面目な意図の下に制作されており、ことさら申立人に対する人身攻撃を意図して制作、放送されたという事実は認められない。したがって、本件放送は公益を図る目的でなされたものとみてよい。

申立人は、「事実と異なる報道」によって名誉・信用を毀損されたと主張しているが、申立人が事実と異なると主張しているのは、第一に、「うなずき屋」という仕事が事業としては未だ成立するに至っていないのに、それを新ビジネスとして紹介している点、第二に、「うなずき屋」の仕事について、実際の仕事の内容とは異なって、孤独な老人を相手に「うなずく」だけの仕事であるかのように紹介している点、第三に、申立人が実際に受け取っている料金はケースによって異なるのに、「料金は2時間で1万円」というナレーションと字幕スーパーによって誤った料金を表示したという点、である。

しかしながら、これらの点については、仮に申立人の主張するところが真実である

としても、申立人の運営する「うなずき屋」という新ビジネスを紹介した新聞報道がなされていたこと（日本経済新聞2005年5月4日付け）や申立人自身がホームページに掲載した広告記事の内容に照らせば、被申立人において、「うなずき屋」という新ビジネスが出現しており、「料金は2時間で1万円」であることを真実と信じたことに相当な理由があったものといえることができる。

真実でないとの申立てがなされた上記部分以外については、現金の受け渡しのシーンを除き、申立人にかかわる放送部分において摘示された事実には虚偽はないことを申立人自身も認めており、また、信用が損なわれたことから生じたとされる損害についても証明はできないと述べている。

したがって、以上のことから、本件放送によって申立人の名誉・信用が違法に侵害されたとまではいえないと判断する。

2. 「やらせ」であるとの主張について

本件放送に含まれる「現金の受け渡しシーン」について、申立人は、その現金は申立人があらかじめ依頼人に渡したものを、あたかも実際に支払っているかのように見せかけたもので、悪質な「やらせ」であると主張している。

しかしながら、本件放送における申立人にかかわる放送部分の取材・収録に際しては、申立人自身が了解した上で撮影がなされ、しかも、自らの所持金を依頼人に渡すなど、申立人自身がその「やらせ」に関与したといえるのであって、そうである以上、問題のシーンが申立人の主張するように「やらせ」であったとしても、申立人自身が権利侵害を申し立てることは、正義や公正の観念に反し、許されないといわなければならない（いわゆる「クリーン・ハンドの原則」）。

申立人自身も、「現金の受け渡しシーン」の撮影をしたいという被申立人からの申し出に不用意に応じてしまったことを深く悔いており、その真摯さは十分に理解できるものではあるが、申立人自身が関わった「やらせ」によって自己の権利を侵害されたと主張して救済を求めることは相当でないと判断する。

3. 放送倫理上の問題について

(1) 「現金の受け渡しシーン」について

申立人が「やらせ」であると主張している「現金の受け渡しシーン」について、被申立人は、申立人の1万円を使って支払いのシーンを撮影したが、撮影に際してはすべて申立人本人の了解の下に行っており、また、実態に即したものであるから、事実と異なると評価をされる余地はない、と主張している。

申立人および被申立人からの意見聴取によって明らかになったところによれば、このシーンは、実際には、被申立人の申し出に応じて、撮影前に申立人があらかじめ

め依頼人にお金を渡しておき、それをあたかもその場で依頼人から申立人に現金が支払われたかのように見せる演出がなされた、というものである。しかも、申立人によれば、このシーンが撮影された時の仕事に対して実際には依頼人から料金は支払われていないとのことであり、被申立人によれば、実際に料金が支払われたかどうかの確認取材はしなかったというのである。

したがって、たとえこのシーンが申立人の了解の下に行われ、それゆえ申立人との関係において問題はないとしても、本件放送に際して「再現」であるという断りはなされていないから、このシーンを見た視聴者には、実際に現金が支払われたという誤った認識を強く植えつけられることになったことは明らかである。

なお、放送ではこの依頼人が「うなずき屋」の常連の客であるかのように描かれているが、本委員会が申立人から聴取したところによると、プライバシーに関わる問題もあって取材・撮影に応じてくれる人がなかなか見つからず、仲介者を通じて協力を得ることとなった依頼人は、実は二年ぶりに再会した人であったというが、被申立人の側はそのような事実も認識していなかった。

これらのことは、真実を伝えるべき報道が、過剰な演出によって事実でないことを事実であるかのように伝えた点において、視聴者に重大な誤解を与えたものであって、放送倫理に反するものといわざるを得ない。

(2) 番組の趣旨と構成上の問題について

申立人および被申立人の主張を照らし合わせると、本件番組の制作の過程で、番組の趣旨や取材意図が十分に伝えられず、取材に積極的に応じた申立人の側の意図や受け止め方との間にズレがあり、そのズレが最後まで修正されずに、取材・編集が進行し、放送に至ったことをうかがわせる事情がある。

放送事業者には、放送法3条によって放送番組編集の自由が保障されており、被申立人に番組編集の自由が認められるのは当然のことであるが、しかし、そのことは、取材対象者に対して番組の趣旨や取材意図の十分な説明を怠ったり、取材対象者に伝えた趣旨や目的と異なる仕方で取材・収録した映像を取り扱ったりすることまで、正当化する根拠にはなり得ないであろう。また、仮に、番組の一部を部分として取り出した場合に問題はないとしても、番組全体のなかでの位置づけによっては問題を生ずる場合があるのであって、本件放送における申立人にかかわる放送部分は、そのような場合に当たるといえる。

すなわち、本件番組の趣旨が、前述のように、高齢者の財産を狙う犯罪に警鐘を鳴らし、その対策を紹介するとともに、被害が急増している背景に標的となりやすい孤独な高齢者が増えている現状があることを伝えようとしたものであったとしても、番組の前半部において悪質な犯罪の手口を再現し、それにつづいて遺品処理業

と「うなずき屋」というビジネスを取り上げ、そのあと再び一人暮らしの母親の先物取引の被害の話でしめくくり、その上で被害防止対策を紹介するという番組構成からは、申立人の運営する「うなずき屋」があたかも孤独な老人を食い物にするあくどい商売であるかのような印象を視聴者に与えかねないものであった。

この点については、申立人の側に、過剰な演出に応じてしまったという不用意な対応があったことは否定できないが、番組づくりのプロフェッショナルとしての被申立人の側に、番組構成上、申立人の登場場面の扱いに不適切な点があったといわざるを得ない。被申立人の側に「うなずき屋」という新ビジネスについて思い込みがあり、裏づけ取材が必ずしも十分でなかったことも、その一つの要因となったといえる。

民放連の「報道指針」では、「取材対象者に対し、常に誠実な姿勢を保つ。取材・報道にあたって人を欺く手法や不公正な手法は用いない」としており、本件においても、取材を受けた側の申立人が放送には不慣れな立場にあったことを考慮すると、取材や放送に当たっては、番組全体の趣旨・構成、申立人に対するインタビューや申立人が登場した収録シーンの位置づけ等につき、より十分な説明と番組構成上適切な扱いが必要であったといわざるを得ず、この点においても、放送倫理に反する点があったと判断する。

4．結論と措置

以上のとおり、本件放送によって名誉・信用を侵害されたという申立人の主張については、理由がないものと判断するが、本件放送中の「現金の受け渡しシーン」について過剰な演出によって視聴者に誤った認識を与えた点、および番組全体の趣旨・構成の上で申立人にかかわる放送部分について視聴者に誤解を与えかねない不適切な扱いをした点において、放送倫理に反したものであったといわざるを得ない。

したがって、当委員会は、被申立人に対し、本決定の主旨を放送するとともに、今後は、過剰な演出にならないよう十分に留意するとともに、番組の趣旨・構成の上で取材対象者について視聴者に誤解を与えるような不適切な扱いをすることがないように十分に配慮することを要望する。

・審理経過

審理経過は以下の通りである。

年 月 日	審 理 内 容
2005年6月29日	申立人が電話でBRCに苦情申立て
7月 6日	苦情内容を被申立人テレビ東京に連絡
8月23日	申立人から、話し合い不調との連絡あり。その後「申立書」提出
8月23日	第103回委員会で審理入りを決定
9月 2日	申立人から「修正申立書」を受理
9月 3日	テレビ東京に「修正申立書」を送付
9月14日	テレビ東京から「答弁書」「当該番組VTR」を受理
9月15日	申立人に「答弁書」を送付
9月20日	第104回委員会、VTRを視聴し審理に入る
9月30日	申立人から「反論書」を受理
10月 1日	テレビ東京に「反論書」を送付
10月13日	テレビ東京から「再答弁書」を受理
10月14日	申立人に「再答弁書」を送付
10月18日	第105回委員会審理。起草委員選任
11月15日	第106回委員会で、ヒアリング・審理
12月16日	起草委員会、「委員会決定（草案）」を検討
12月20日	第107回委員会、「委員会決定（草案）」を了承
2006年1月13日	持ち回り委員会で「委員会決定（案）」を了承
2006年1月17日	「委員会決定」の通知・公表